

**令和 8 年度第 5 回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅱ）
の見積合せの実施について**

1 見積合せの受付、見積書提出の日時及び場所等

- (1) 日時：令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
- (2) 場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- (3) 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムにより行う対象案件である。

ただし、電子入札システムによりがたい場合は、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成 20 年 4 月 1 日付け総合第 2065 号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき、紙入札方式によることができる。

2 契約予定数量

食糧用小麦：	25,600 トン
食糧用大麦：	4,700 トン
ビール大麦：	0 トン
合 計：	30,300 トン

注）米国産小麦については、船積後に確定した生産地情報を報告する。

3 輸出国における船積期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

4 引渡期限

令和 8 年 12 月 17 日（木）まで

5 特別売買契約申込予定書の提出日

原則として、情報管理システムを利用し、令和 8 年 8 月 7 日（金）正午までに提出する。

なお、特別売買申込予定書の提出がない場合には、見積合せは行わないものとする。

6 契約の締結

特別売買契約の相手方として決定した者は、見積合せの翌日から 15 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

7 契約条項を示す日時・場所

- (1) 日時：令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時から見積合せまでの間
- (2) 場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

8 その他

- (1) 本通知に記載のない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。

なお、備蓄事業者で、売買契約に係る買受代金の延納措置を希望する者は、食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領（平成 22 年 8 月 20 日付

け 22 総食第 464 号総合食料局長通知）及び食糧用輸入麦等の特別売買契約書の契約条項等を熟読すること。

- (2) 見積合せ申込者としての資格のない者の行った申込み及び見積合せ条件に違反した申込みは、無効とする。
- (3) 再度の見積合せは 4 回まで実施する。
- (4) 見積合せ時に提出する特別売買申込書に記載する数量は、特別売買契約申込予定書の数量と同数量とすること。
- (5) 産地国における現品の輸送・保管及び船積み前の品位の調整に当たっては、カビ毒、重金属若しくは農薬汚染のおそれ又は遺伝子組換え品種の混入のおそれがある車両、船舶及び輸送機器並びに施設の使用を禁止する。
- (6) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年 7 月 17 日付け元政統第 551 号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係る CP4-EPSPS タンパク質検査（以下「CP4-EPSPS タンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。
なお、CP4-EPSPS タンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書（輸入区分Ⅱ：小麦、大・はだか麦用）付録別表 1 の船積時検査項目欄に定める全ての項目に関するものと同様とする。
- (7) 運用基準第 5 の 5 又は 6 に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書により通知する。
- (8) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

令和 8 年 7 月 31 日

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖
食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。